

# 一般社団法人高崎労働基準協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高崎労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他の労働関係法令の普及啓発に努めるとともに、労務管理の改善、労働災害の防止、産業保健活動などを推進することにより、勤労者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令の普及啓発
- (2) 労務管理、産業安全、産業保健等に関する説明会、研修会、講演会、表彰式及び大会等の開催に関する事。
- (3) 労働安全衛生法等関係法令に基づく技能講習、特別教育及びその他の講習の実施に関する事。
- (4) 会報の発行、資料等の配布、ホームページによる情報提供及び広報活動に関する事。
- (5) 労務管理、産業安全、産業保健に関する図書及び用品等の斡旋並びに販売に関する事。
- (6) 労働安全衛生法令等関係法令に基づく健康診断等の斡旋に関する事。
- (7) 労務管理、産業安全及び産業保健等に関する助言、相談等に関する事。
- (8) 関係官庁及び関係諸団体からの委託事業の実施に関する事。
- (9) 会員間の連絡及び提携に関する事。
- (10) 関係官庁及び関係諸団体との連絡提携に関する事。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(資格)

第5条 この法人の会員は、高崎労働基準監督署管内において、事業を営む個人又は法人で、この法人の目的に賛同して入会したものとする。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得な

なければならない。

(退会)

第7条 会員は、会長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときには、署名した会員にその旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払い義務を履行しなかったとき
- (2) 個人会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- (3) 全会員が同意したとき

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を当該事業年度内に納入しなければならない。

- 2 特別の費用を必要とするときには、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(役員設置)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上22名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事の中から1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、1名は会員以外から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事の現在数の3分の1を越えてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### ( 役員の職務 )

第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により、会長の職務（代表権の行使を除く。）を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 5 監事は、法令及びこの定款に定める職務を行う。

#### ( 役員の任期 )

第14条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で辞任した役員の補充を行う場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

#### ( 役員の解任 )

第15条 役員がこの法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合において、当該役員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合においては、理事会の意見を参考にすることができる。

#### ( 役員の報酬 )

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める報酬を受ける役員及びその総額の範囲内で、理事会の決議により、定めた額を支給することができる。

#### ( 役員の損害賠償責任の免除 )

第17条 この法人は、法令の規定により、その任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法令の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令で定める最低責任限度額とする。

#### ( 顧問及び参与 )

第 18 条 この法人は、任意の機関として、顧問又は参与を置くことができる。

- 2 顧問又は参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、この法人の業務に関する重要事項について助言する。
- 4 参与は、会長の諮問に応じ、この法人の部会の運営に関する重要事項について助言する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第 4 章 会 議

### 第 1 節 総 則

( 会議の種類 )

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 会議の構成 )

第 20 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第 2 節 総 会

( 総会の開催 )

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ( 1 ) 会長又は理事会が必要と認めたとき
  - ( 2 ) 会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき
  - ( 3 ) 第 3 4 条第 3 項の規定により、監事から請求があったとき
  - ( 4 ) 第 3 4 条第 3 項の規定により、監事が召集するとき

( 総会の招集 )

第 22 条 総会は、第 3 4 条第 3 項の場合を除き、会長が召集する。

- 2 総会の招集は、少なくとも会日の 2 週間前までに、会員に対し、会議の目的たる事項、日及び場所について、書面をもって通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第 23 条 総会の議長は、会長が当たる。ただし、第 3 4 条第 3 項の規定に基づいて召集された臨時総会の場合は、その総会に出席した会員のうちから、これを選任する。

- 2 会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長がこれに当たる。

( 総会の定足数、決議 )

第 24 条 総会は、すべての会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

2 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 総会の決議事項 )

第 25 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

( 1 ) 会費の額

( 2 ) 会員の除名

( 3 ) 理事及び監事を選任及び解任

( 4 ) 定款の変更

( 5 ) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認

( 6 ) 毎事業年度の貸借対照表及び損益計算書 ( 正味財産増減計算書 ) の承認

( 7 ) 解散及び残余財産の帰属の決定

( 8 ) 清算人の選任及び解任

( 9 ) 事業の全部又は一部の譲渡

( 10 ) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

( 特別決議 )

第 26 条 次の事項は、第 24 条第 2 項の規定にかかわらず、すべての会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ決議できない。

なお、第 1 号、第 2 号については、その会員、役員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 第 8 条の規定による会員の除名

( 2 ) 第 15 条の規定による監事の解任

( 3 ) 定款の変更

( 4 ) 解散

( 5 ) その他法令で定められた事項

( 総会の議決権、表決の委任 )

第 27 条 総会における議決権は、会員 1 人つき 1 個とする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって他の会員を代理人と定め、表決を委任することができる。

3 前項の場合における第 24 条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

( 議事録 )

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 会議の日時及び場所
  - ( 2 ) 会員の現在数
  - ( 3 ) 総会出席者数 ( 委任状による出席者を含む。 )
  - ( 4 ) 議事の経過の要領及びその結果
  - ( 5 ) 議長及び議事録作成者の氏名
  - ( 6 ) 出席した理事及び監事の氏名
  - ( 7 ) その他法定の事項
- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録及び委任状等決議に関する書面は、10年間事務所に備えおかなければならない。

### 第3節 理事会

#### ( 理事会の開催、召集 )

- 第29条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、開催しなければならない。
- 2 会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長が召集する。
- 3 理事会の招集は、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、少なくとも会日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### ( 理事会の職務等 )

- 第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- ( 1 ) この法人の業務執行の決定
  - ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
  - ( 3 ) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### ( 理事会の決議事項 )

- 第31条 この定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の決議を経なければならない。
- ( 1 ) 総会に提案すべき事項
  - ( 2 ) 総会の決議に基づき委任された事項
  - ( 3 ) その他この法人の業務執行に関する事項

#### ( 理事会の定足数、決議及び議長 )

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合に

において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

- 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第30条第2項に規定する報告については、適用しない。
- 5 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長がこれに当たる。

#### (議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会長以外の理事又は監事の請求により開催されたときは、その旨
  - (4) 議事の経過の要領及びその結果
  - (5) 決議を要する事項についての特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
  - (6) 理事会への報告事項に関する意見又は発言の内容
  - (7) 議長の氏名
  - (8) 出席した理事及び監事の氏名
  - (9) その他法定の事項
- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長を選定する理事会については、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 議事録は、10年間事務所に備え置かなければならない。

### 第4節 監事

#### (監事の職務等)

第34条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は必要があると認めるときは、理事会の開催を請求することができる。監事は法人法第101条第3項に定める事由がある場合には、自ら理事会を招集することができる。

### 第5章 部会

#### (部会)

第35条 この法人に、第4条に規定する事業の運営を行うため、次の部会を置く。

総務部会  
安全部会  
衛生部会

#### 労務部会

- 2 部会は、部会長1名、副部会長2名以内、部会員若干名をもって構成する。
- 3 部会長は、部会を統括する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 4 その他部会に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 第6章 資産及び会計

#### (資産の構成、管理)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じた収入
- (6) その他の収入

- 2 この法人の資産は、理事会の決議に基づいて、会長がこれを管理する。

#### (経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### (事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日まで  
に会長が次の書類を作成し、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

#### (事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の  
書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1  
号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類に  
ついては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書



2 貸借対照表は、通常総会の終結後、遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分)

第 41 条 この法人の毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、総会の決議を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(財政運営基金)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、この法人の財政の安定的運営を図るため、総会の承認を経て、毎事業年度の剰余金の一部について、財政運営基金として積み立てることができる。

2 前項の財政運営基金は、理事会が定める手続きにより、理事会の承認を得て、当該年度に必要なに応じて支出することができる。

(剰余金の処分制限)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

4 全各号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(書類、帳簿等の備置き)

第 45 条 事務所には、この定款で定めるもののほか、次の書類、帳簿等を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 許可、認可及び登記に関する書類

(5) 第 39 条及び第 40 条に掲げる書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿並びにこれらの証拠書類

(7) 監査報告書

2 前項第 5 号の書類は 10 年間、第 6 号及び第 7 号の書類は 5 年間備え置くものとする。

## 第 8 章 法人の解散

(解散及び残余財産の処分)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体へ寄附するものとする。

(清算人)

第 47 条 この法人が解散したときは、理事を清算人とし、会長を代表清算人とする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 雑 則

(会員名簿)

第 49 条 この法人に、会員名簿を備える。

- 2 会員名簿には、会員の氏名又は名称、住所、事務所の所在地その他必要な事項を記載する。

(細則の制定)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人たる社団法人高崎労働基準協会の会員は、一般社団法人となりたるこの法人の会員とみなし、その権利義務を承継するものとする。
- 4 特例民法法人たる社団法人高崎労働基準協会の職員の給与その他の労働条件及び債権債務は、一般社団法人となりたるこの法人が継承するものとする。
- 5 この法人の最初の会長は堀口廣政、副会長は武井 宏、南 繁芳、稲村春喜とする。